3　設備の区分	□　施行規則第44条第２項第２号の⑴に規定する設備 □　施行規則第44条第２項第２号の⑵に規定する設備	
4　搬送波の周波数又は拡散範囲		
5　電力線への伝導妨害波の電流		
6　電力線への伝導妨害波の電圧		
7　通信線又はそれに相当する部分への伝導妨害波の電流		
8　放射妨害波の電界強度		
9　添付図面等	⑴　外観を示す図及び写真　　⑵　接続図 ⑶　取扱説明書	
10　参考事項		

試　験　成　績　表	11　製造番号	
	12　製造年月日	
13　搬送波の周波数又は拡散範囲		
14　電力線への伝導妨害波の電流		
15　電力線への伝導妨害波の電圧		
16　通信線又はそれに相当する部分への伝導妨害波の電流		
17　放射妨害波の電界強度		
18　測定条件等		

短　　辺　　（日本工業規格Ａ列４番）

［注１・２　略］

［３～８　略］

3　設備の区分	□　屋内広帯域電力線搬送通信設備　□　それ以外	
4　搬送波の周波数又は拡散範囲		
5　電力線への伝導妨害波の電流		
6　電力線への伝導妨害波の電圧		
7　通信線又はそれに相当する部分への伝導妨害波の電流		
8　放射妨害波の電界強度		
9　添付図面等	⑴　外観を示す図及び写真　　⑵　接続図 ⑶　取扱説明書	
10　参考事項		

試　験　成　績　表	11　製造番号	
	12　製造年月日	
13　搬送波の周波数又は拡散範囲		
14　電力線への伝導妨害波の電流		
15　電力線への伝導妨害波の電圧		
16　通信線又はそれに相当する部分への伝導妨害波の電流		
17　放射妨害波の電界強度		
18　測定条件等		

短　　辺　　（日本工業規格Ａ列４番）

［注１・２　同左］

［３～８　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この告示の施行の際現に申請されているこの告示による改正前の平成十四年総務省告示第五百四十四号第２の規定による高周波利用設備の型式指定の様式については、この告示による改正後の平成十四年総務省告示第五百四十四号第２の規定にかかわらず、なお従前の例による。